

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	第4章 EU及びイタリアにおけるサーキュラーエコノミー関連規制の動向
他言語論題 Title in other language	Chapter 4 Development of Circular Economy Regulations in the EU and Italy
著者 / 所属 Author(s)	芦田 淳 (ASHIDA Jun) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 海外立法情報課長
書名 Title of Book	サーキュラーエコノミー 科学技術に関する調査プロジェクト報告書
シリーズ Series	調査資料 2025-5 (Research Materials 2025-5)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2026-3-23
ページ Pages	95-114
ISBN	978-4-87582-953-9
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	循環型経済（サーキュラーエコノミー）に関して、EU全域に共通する規制の枠組みと、加盟国の事例としてイタリアにおける国及び州のレベルの規制をその実施状況と合わせて概観する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

第4章 EU及びイタリアにおける

サーキュラーエコノミー関連規制の動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 芦田 淳

目 次

はじめに

I EUにおける規制

- 1 サーキュラーエコノミー行動計画に基づく廃棄物関連指令（2018年）
- 2 新サーキュラーエコノミー行動計画に関係する主な規則及び指令（2024年～2025年）
- 3 サーキュラーエコノミー法制定に向けた動き（2025年）

II 加盟国における規制—イタリア—

- 1 国レベルの規制
- 2 州レベルの規制等

おわりに

【要旨】

EUでは、2015年にサーキュラーエコノミー行動計画が公表され、2018年には廃棄物枠組み指令等の改正が行われた。続いて、2020年に新サーキュラーエコノミー行動計画が公表され、2024年から2025年にかけて、重要原材料規則等が制定された。2026年第3四半期には、サーキュラーエコノミー法の制定も予定されている。

こうしたEUの動向を踏まえ、EU加盟国では、サーキュラーエコノミーの実現に向け、EU指令の国内法化を始めとして関係法令の改正が進められてきた。イタリアにおいても、まず国レベルにおいて、国会の（直接的な）立法と、当該立法の授権等に基づいた政府の立法（立法命令、緊急法律命令等）により、廃棄物管理を中心とした取組が進められている。そして、地方レベルにおいて、州がサーキュラーエコノミーを支援するための法律を制定し、一定の成果を挙げている事例が見られる。その際に中核となっている施策としては、経済的なインセンティブや従量制料金制度の導入による廃棄物の削減、再利用センターの開設を始めとした再利用及びリサイクルの推進などが挙げられる。

はじめに

本稿では、まずEUにおけるサーキュラーエコノミーに関係する規制（規則及び指令）を概観し、その上で、加盟国の規制としてイタリアの事例を取り上げる。イタリアを取り上げる理由としては、サーキュラーエコノミーに係る代表的な指標である「循環物質使用率（原材料に占める再生原材料の割合）」及び「資源生産性（国内総生産を国内物質消費量で除した割合）」に関して、EU加盟国の中でいずれも第3位（2023年）⁽¹⁾と上位を占めており、国のみならず州においても関係立法が行われているものの、我が国においてサーキュラーエコノミーという観点から紹介されることが少ない点が挙げられる。また、イタリアに関しては、主として国と州の法律（法律と同等の効力を有する政府の命令を含む。）を扱う。特に、法律等による施策の実施に伴う現状を確認するため、州法に関して、より詳細に論じる。なお、イタリアは連邦国家ではないが、国と州の立法権は憲法上、分野別に配分されており（第117条）、その効力は基本的に同等である（詳細は、II 2を参照）。そのため、両者の立法権の間での調整が時に必要となっており、調整の一例にも触れる。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026（令和8）年1月22日である。文中、[]は、筆者による補記である。

(1) “Circular material use rate. [循環物質使用率]” Eurostat website <https://doi.org/10.2908/CEI_SRM030> 2023年におけるEU加盟国の平均が12.1%、第1位のオランダが32%、第2位のベルギーが21.8%、第3位のイタリアが21.1%となっている。“Resource productivity. [資源生産性]” *ibid.* <https://doi.org/10.2908/CEI_PC030> 2023年におけるEU加盟国の平均が2.31、第1位のオランダが5.81、第2位のルクセンブルクが4.41、第3位のイタリアが3.71となっている。なお、資源生産性とは、各産業がより少ない天然資源で生産活動を向上させているか、人々の生活がいかに物を有効に使っているかなど、より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標とされる。環境省「[第五次]循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～」2024.8, p.113. 環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/content/000242999.pdf>>

I EUにおける規制

1 サーキュラーエコノミー行動計画に基づく廃棄物関連指令（2018年）

2015年12月、EUではサーキュラーエコノミー行動計画⁽²⁾が公表された。同計画は、設計から生産、消費、廃棄物の管理、再生資源の利用までを含む、製品のライフサイクルの各段階におけるEUの今後の取組を示すものであった⁽³⁾。また、2018年5月には、同計画とパッケージにされた4つの指令が制定された。当該指令は、廃棄物管理に関する既存の6つの指令を改正するものであった。以下では、2018年に制定された指令ごとに、改正の対象となった指令と、改正の内容を概観する。

(1) 使用済み自動車指令、電池及び蓄電池廃棄物指令並びに電気電子機器廃棄物指令の改正

使用済み自動車指令⁽⁴⁾は、使用済み自動車及びその部品からの廃棄物（の発生）を防ぎ、及び削減し、可能な限り再利用、リサイクル又は回収されるための措置を設定するものである⁽⁵⁾。電池及び蓄電池廃棄物指令⁽⁶⁾は、電池及び蓄電池、特に危険な物質を含む電池及び蓄電池の上市の禁止等に関する規制を設定する。また、電池及び蓄電池廃棄物の回収、取扱い、リサイクル及び処理に関する規制を設定する。電気電子機器廃棄物指令⁽⁷⁾は、電気電子機器廃棄物の発生及び管理による悪影響を防ぎ、又は低減し、資源利用の全般的な影響を低減するとともに利用効率を向上させることにより、環境及び人間の健康を保護する措置を定め、持続可能な開発に貢献するものである。2018年の改正⁽⁸⁾では、これらの指令について、実施促進のインセンティブとしての経済的手法の活用、加盟国による実施報告の内容・期限等が定められた。

(2) 廃棄物埋立指令の改正

廃棄物埋立指令⁽⁹⁾は、環境、特に地表水、地下水、土壌、大気、人間の健康に廃棄物の埋立てが悪影響を及ぼすのを防ぎ、低減することを目的とする。埋立ての分類は、有害廃棄物の埋

(2) “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Closing the loop: An EU action plan for the Circular Economy,” COM(2015)614 final, 2.12.2015. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015DC0614>>

(3) 島村智子「【EU】廃棄物関連指令の改正」『外国の立法』No.277-1, 2018.10, pp.2-3. <<https://doi.org/10.11501/11165023>> 以下、本節の記述は、別途注記がない限り同論文に基づく。

(4) Directive 2000/53/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on end-of life vehicles - Commission Statements, OJ L 269, 21.10.2000. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2000/53/oj>>

(5) 以下、本節において、2018年改正の対象となった指令の説明に関しては、中西優美子『概説 EU 環境法』法律文化社, 2021, pp.224-237 を参照した。

(6) Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council of 6 September 2006 on batteries and accumulators and waste batteries and accumulators and repealing Directive 91/157/EEC (Text with EEA relevance), OJ L 266, 26.9.2006. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2006/66/oj>>

(7) Directive 2012/19/EU of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on waste electrical and electronic equipment (WEEE) (recast) Text with EEA relevance, OJ L 197, 24.7.2012. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2012/19/oj>>

(8) Directive (EU) 2018/849 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directives 2000/53/EC on end-of-life vehicles, 2006/66/EC on batteries and accumulators and waste batteries and accumulators, and 2012/19/EU on waste electrical and electronic equipment (Text with EEA relevance), OJ L 150, 14.6.2018. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2018/849/oj>>

(9) Council Directive 1999/31/EC of 26 April 1999 on the landfill of waste, OJ L 182, 16.7.1999. <<https://data.europa.eu/eli/dir/1999/31/oj>>

立て、非有害廃棄物の埋立て及び不活性廃棄物（物理的、化学的又は生物学的な変化をほとんど起こさない廃棄物）の埋立てに分けられる。2018年の改正⁽¹⁰⁾により、都市廃棄物⁽¹¹⁾の埋立量を、2035年までに総重量の10%以下に削減すること等が規定された。

(3) 廃棄物枠組み指令の改正

廃棄物枠組み指令⁽¹²⁾は、廃棄物の発生及び管理の悪影響を防ぎ、又は低減することにより、また、資源利用の全般的な影響を低減し、資源利用の効率性を改善することにより、環境及び人間の健康を保護するための措置を定めている。廃棄物管理関連の立法及び政策における優先順位について、①予防（廃棄物量の削減、環境及び人間の健康への悪影響低減又は製品等の含有有害物質削減のため、廃棄物となる前に講じられる措置）、②再利用のための準備（洗浄、修理等）、③リサイクル、④その他の再生利用（焼却による熱エネルギーの回収等）、⑤処分（埋立て等）の順とすることを定めている。さらに、各加盟国が行う分別収集、廃棄物管理に伴う費用の汚染者負担の原則についても定めている。2018年の改正⁽¹³⁾により、都市廃棄物の再利用・リサイクルの割合に関する目標値が定められ、2025年までに重量比で55%以上、2030年までに同じく60%以上、2035年までに同じく65%以上へ引き上げることとされた。また、加盟国が行う廃棄物抑制のための措置が盛り込まれたほか、製品の全てのライフサイクルにおいて生産者に責任を課す、拡大生産者責任制度⁽¹⁴⁾に関する規定がより詳細化された。このほか、食品廃棄物及び有害廃棄物について、分別収集の強化が盛り込まれた。

(4) 包装及び包装廃棄物指令の改正

包装及び包装廃棄物指令⁽¹⁵⁾は、包装及び包装廃棄物の管理に関する国内措置を調和させることにより、高水準の環境保護を実現するとともに、域内における貿易の障害並びに競争のゆがみ及び制限をなくすことなどを目的としている。2018年の改正⁽¹⁶⁾により、2030年末までのリサイクル率の目標について、包装廃棄物全体で70%とすること、素材別ではプラスチック55%、木材30%、鉄系金属80%、アルミニウム60%、ガラス75%、紙・ダンボール85%とすることが定められた（いずれも重量比）。

(10) Directive (EU) 2018/850 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directive 1999/31/EC on the landfill of waste (Text with EEA relevance), OJ L 150, 14.6.2018. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2018/850/oj>>

(11) 紙及び段ボール、ガラス、金属、プラスチック、有機廃棄物、木材、繊維、包装材、電気電子機器廃棄物、電池及び蓄電池廃棄物、大型廃棄物（マットレス、家具等）といった家庭廃棄物を主に指す。

(12) Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and repealing certain Directives (Text with EEA relevance), OJ L 312, 22.11.2008. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2008/98/oj>>

(13) Directive (EU) 2018/851 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directive 2008/98/EC on waste (Text with EEA relevance), OJ L 150, 14.6.2018. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2018/851/oj>>

(14) 2018年の改正により、拡大生産者責任制度とは、製品のライフサイクルのうち廃棄物段階にある物の管理について、製品の生産者が財政的な責任又は財政的及び組織的な責任を負うことを確保するために加盟国が講ずる一連の措置と定義された。拡大生産者責任制度を導入する場合、生産者は、その財政的責任として、①廃棄物の分別収集並びにその後の輸送及び処理に関する費用、②廃棄物の保有者に対する適切な情報の提供に関する費用、③廃棄物の収集及び処理についてのデータ収集に関する費用を負担することとされた。

(15) European Parliament and Council Directive 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste, OJ L 365, 31.12.1994. <<https://data.europa.eu/eli/dir/1994/62/oj>>

(16) Directive (EU) 2018/852 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 amending Directive 94/62/EC on packaging and packaging waste (Text with EEA relevance), OJ L 150, 14.6.2018. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2018/852/oj>>

2 新サーキュラーエコノミー行動計画に係る主な規則及び指令（2024年～2025年）

2020年3月、EUでは、前年12月に策定された欧州グリーンディール⁽¹⁷⁾に基づいて、新サーキュラーエコノミー行動計画⁽¹⁸⁾が公表された。同計画は、サーキュラーエコノミーへの転換を進めるための施策として、①再利用やリサイクルが容易な（持続可能な）製品をEUの規範とすること、②消費者の権利を強化すること、③多くの資源を要する産業への対策、④廃棄物を削減することを提案するものであった⁽¹⁹⁾。以下では、同計画に係り、2024年以降に制定された規則及び指令並びに関係指令の改正を概観する。

(1) 消費者権利強化指令

消費者権利強化指令⁽²⁰⁾は、不公正取引方法指令⁽²¹⁾を改め、製品の環境に関わる特徴や、耐久性、修理可能性、リサイクル可能性といった循環的側面について、消費者の誤認を惹（じゃっ）起させる行為や情報の不提供を不公正な取引方法とみなすこととした。また、消費者権利指令⁽²²⁾を改め、物品の適合性に関する法的保証の有無やソフトウェアの更新を提供する期間、スペア部品の入手可能性等に関する情報を消費者に提供することを義務付けた⁽²³⁾。

(2) 電気電子機器廃棄物指令の改正

電気電子機器廃棄物指令の2024年改正⁽²⁴⁾は、2005年8月13日～2012年8月13日に上市さ

(17) “Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: The European Green Deal,” COM(2019)640 final, 11.12.2019. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52019DC0640>> 欧州グリーンディールは、温暖化、気候変動、生物種の喪失、森林や海洋の汚染と破壊への危機感に基づく「気候及び環境関連の課題への対応策」であり、経済成長が資源利用から分離される「新しい成長戦略」とされる。谷本圭子「消費者法と持続可能性原則—「欧州グリーン・ディール」からの示唆—」『立命館法學』409号, 2023.12, pp.413-414. <<https://ritsumeirepo.nii.ac.jp/records/2000484>>

(18) “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A new Circular Economy Action Plan For a cleaner and more competitive Europe,” COM(2020)98 final, 11.3.2020. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52020DC0098>>

(19) 小池拓自「欧州グリーンディールと欧州新産業戦略—2つの移行、グリーン化とデジタル化—」『レファレンス』846号, 2021.6, p.43. <<https://doi.org/10.11501/11687334>>

(20) Directive (EU) 2024/825 of the European Parliament and of the Council of 28 February 2024 amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and through better information (Text with EEA relevance), OJ L, 2024/825, 6.3.2024. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2024/825/oj>>

(21) Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market and amending Council Directive 84/450/EEC, Directives 97/7/EC, 98/27/EC and 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council (‘Unfair Commercial Practices Directive’) (Text with EEA relevance), OJ L 149, 11.6.2005. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2005/29/oj>>

(22) Directive 2011/83/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council Text with EEA relevance, OJ L 304, 22.11.2011. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2011/83/oj>>

(23) 谷本圭子「EU消費者法と欧州グリーン・ディール—不公正取引方法指令と消費者権利指令の改正—」『消費者法ニュース』No.140, 2024.7, pp.196-197. 同指令については、田村祐子「【EU】グリーン移行に向けた消費者権利強化指令の制定」『外国の立法』No.303-1, 2025.4, p.37. <<https://doi.org/10.11501/14158660>> も参照。

(24) Directive (EU) 2024/884 of the European Parliament and of the Council of 13 March 2024 amending Directive 2012/19/EU on waste electrical and electronic equipment (WEEE) (Text with EEA relevance), OJ L, 2024/884, 19.3.2024. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2024/884/oj>> 内容の説明に関しては、“E-waste: Council adopts amendments to clarify who pays for management costs,” 2024.3.4. Council of the EU and European Council website <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/03/04/e-waste-council-adopts-amendments-to-clarify-who-pays-for-management-costs/>> を参照した。

れた太陽光発電パネルの廃棄物に対する拡大生産者責任の不当な遡及適用により同指令を部分的に無効とした2022年のEU司法裁判所の判決に対応するものである。当該改正により、①2012年8月13日以降に上市された太陽光発電パネルの廃棄物の管理及び処分の費用は、生産者が負担すること、②2018年に同指令の適用範囲に追加された電気電子製品（の種類）に対する拡大生産者責任は、同年以降に上市された当該製品に適用されるべきであることの2点が明確にされた。

(3) 重要原材料規則

重要原材料規則²⁵⁾は、EUの重要原材料供給をより安全で強靱（じん）かつ持続可能なものとするを目的とし、EUの原材料サプライチェーンの強化、供給リスクの監視及び軽減、EU域内で消費される重要原材料の持続可能性向上に向けた措置を設けるものである。制定の背景には、将来的な需要の急伸が予測されることや、中国等への過度な供給の依存がある。「重要原材料」（34種）は経済的重要性や供給リスクに基づいて選定され、その中から、グリーン・デジタル移行や防衛及び航空宇宙分野への適用における重要性、需要の伸長、生産拡大の難易度を基準に「戦略的原材料」（17種）が選定されている。2030年までに達成すべき目標値として、①EUは戦略的原材料の年間必要量の10%を域内で採掘し、40%を域内で加工し、25%をリサイクルで賄うべきであること、②EUは戦略的原材料の輸入先を多様化し、各原材料の供給量の65%超を単一の第三国に依存すべきではないことを掲げている。

(4) エコデザイン規則

持続可能な製品のためのエコデザイン規則²⁶⁾は、新サーキュラーエコノミー行動計画の目標を達成し、循環型で持続可能かつ競争力のある経済への移行を促進するための中核となる措置の1つである²⁷⁾。同規則は、循環性、エネルギー性能、リサイクル性、耐久性を間接的に向上させることで、EU市場に上市される製品の持続可能性を大幅に向上させることを目標とするものである。同規則は、従来の規制であるエコデザイン指令²⁸⁾がエネルギーを使用する製品（家電製品等）にのみ適用されていたのに対し、適用範囲をほぼ全ての物理的製品（ただし、食品・飼料、医薬品等を除く。）に拡大している。また、同規則は、製品に設定できるエコデザイン要件の範囲も拡大し、デジタル製品パスポート（ある製品に固有な一連のデータであって、い

²⁵⁾ Regulation (EU) 2024/1252 of the European Parliament and of the Council of 11 April 2024 establishing a framework for ensuring a secure and sustainable supply of critical raw materials and amending Regulations (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1724 and (EU) 2019/1020 (Text with EEA relevance), OJ L, 2024/1252, 3.5.2024. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2024/1252/oj>> 内容の説明に関しては、Guillaume Ragonnaud, “Implementing the EU’s Critical Raw Materials Act,” *Briefing*, 2024.11. European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/766253/EPRS_BRI\(2024\)766253_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/766253/EPRS_BRI(2024)766253_EN.pdf)> を参照した。

²⁶⁾ Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC (Text with EEA relevance), OJ L, 2024/1781, 28.6.2024. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2024/1781/oj>>

²⁷⁾ “Ecodesign for Sustainable Products Regulation.” European Commission website <https://commission.europa.eu/energy-climate-change-environment/standards-tools-and-labels/products-labelling-rules-and-requirements/ecodesign-sustainable-products-regulation_en> 以下、本段落の記述は、主として同記事に基づく。

²⁸⁾ Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products (recast) (Text with EEA relevance), OJ L 285, 31.10.2009. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2009/125/oj>>

わゆるバーコード等により、電子的にアクセス可能なもの)により当該要件に関する情報を消費者に提供することを義務付けている。

(5) 修理する権利指令

修理する権利指令⁽²⁹⁾は、修理の容易化、迅速化、低コスト化を目的として、損傷又は欠陥のある製品について修理する権利を明文化している。主な内容は、次のとおりである⁽³⁰⁾。①修理業者が修理サービスについて提供する情報を標準化し、消費者が容易に比較することができるよう、「欧州修理情報提供フォーム」に関する規定を設けている。修理業者は、標準化されたフォームに従って、主要な情報（修理業者の連絡先、修理価格、修理完了までに必要な期間等）を消費者に提供することができる。②消費者が修理業者、再生品の販売業者等を簡単に見付けることを可能にする「修理のための欧州オンライン・プラットフォーム」を設ける。欧州委員会は共通オンラインインターフェースの開発、加盟国は国内修理業者の登録管理等を担う。③加盟国に対して、修理バウチャー等の財政的支援や情報キャンペーン等の非金銭的支援など、自国内で1つ以上の修理促進措置を講ずるよう義務付ける。

(6) 包装及び包装廃棄物規則

包装及び包装廃棄物規則⁽³¹⁾は、一次原材料の利用を減らし、循環型で持続可能かつ競争力のある経済への移行を促進しながら、包装材や包装廃棄物の量を最小限に抑制することを目的としている⁽³²⁾。具体的には、プラスチックのリサイクル拡大が図られており、材料及び用途に応じて2040年までに対応すべきリサイクル材の最低含有率を定めるなどしている。また、加盟国に対して、①国民1人当たりの包装廃棄物を2018年比で2030年までに5%、2035年までに10%及び2040年までに15%削減すること、②2029年1月1日までに、預り金返却制度を設けることにより、所定の飲料用容器の重量比で90%の分別回収を確保するために必要な措置を講ずることなどを義務付けている。

(7) 廃棄物枠組み指令の改正

廃棄物枠組み指令の2025年改正⁽³³⁾は、食品廃棄物及び使用済み繊維製品等の管理における持続可能性の向上、域内市場における使用済み繊維製品等の自由な移動の確保を目的としてい

(29) Directive (EU) 2024/1799 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on common rules promoting the repair of goods and amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directives (EU) 2019/771 and (EU) 2020/1828 (Text with EEA relevance), OJ L, 2024/1799, 10.7.2024. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2024/1799/oj>>

(30) 古谷貴之「「修理する権利」に関するEU指令についての解説」『消費者法ニュース』No.140, 2024.7, pp.198-199; 芦田淳「【EU】「修理する権利」に関する指令の制定」『外国の立法』No.301-1, 2024.10, pp.14-15. <<https://doi.org/10.11501/13759544>>

(31) Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance), OJ L, 2025/40, 22.1.2025. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>> 同規則の詳細については、田村祐子「【EU】包装及び包装廃棄物に関する規則の制定」『外国の立法』No.305-1, 2025.10, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/14491572>> を参照。

(32) “Packaging waste.” European Commission website <https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/packaging-waste_en>

(33) Directive (EU) 2025/1892 of the European Parliament and of the Council of 10 September 2025 amending Directive 2008/98/EC on waste (Text with EEA relevance), OJ L, 2025/1892, 26.9.2025. <<https://data.europa.eu/eli/dir/2025/1892/oj>>

る³⁴⁾。そのため、食品廃棄物の発生量に関する削減目標、繊維製品等の拡大生産者責任、使用済み繊維製品等の移動に関する要件などについて定めるものである。

3 サーキュラーエコノミー法制定に向けた動き（2025年）

2026年第3四半期には、サーキュラーエコノミー法の制定が予定されている。2025年2月に公表された「クリーン産業ディール」によれば、同法は、循環型製品（修理、再利用、リサイクル等に適した製品）、二次原材料（secondary raw materials）³⁵⁾及び廃棄物の自由な移動を可能にし、高品質のリサイクル材の供給増加を促進し、二次原材料及び循環型製品への需要を刺激するとともに、原料コストを削減するものである³⁶⁾。同法の内容には、電子廃棄物に関する既存の規制を改め、規制を簡素化し、目的適合性を向上させ、当該廃棄物に含まれる重要原材料の回収を確保することが含まれる。このほかにも、サーキュラーエコノミー法は、廃棄物の二次原材料化を促進し、拡大生産者責任（に関する規制）を簡素化し、デジタル化し、及び的を絞った形で拡大し、公共調達の基準を通じて（二次原材料の）需要を促進する。また、金属廃棄物の利用増加並びに解体許可及び解体前検査のデジタル化の義務付けを促進するインセンティブを提供する。

II 加盟国における規制—イタリア—

続いて、加盟国の事例として、イタリアの国及び州のレベルの規制について紹介する。まず、国レベルでは、法律のほか、法律と同等の効力を有する政府の命令を扱う。あわせて、担当大臣の定める規則等についても必要に応じて触れる。

1 国レベルの規制

(1) 2010年代の法律の動向

2015年12月28日法律第221号「グリーンエコノミーの推進及び天然資源の過剰利用の抑制のための環境に関する規定」³⁷⁾（全79か条）は、環境と国民の健康により配慮し、グリーン

³⁴⁾ 同改正の詳細については、田村祐子「【EU】廃棄物枠組み指令の改正」『外国の立法』No.306-1, 2026.1, pp.14-15. <<https://doi.org/10.11501/14615747>> を参照。

³⁵⁾ 二次原材料とは、技術的には、リサイクル可能な材料として識別でき、新しい原材料として経済に再投入できるものであり、廃棄物又は使用済み製品のいずれかから取得され、寿命の終わりにリサイクル工場に送られるものとされる。柳田覚「EUの二次原材料を取り巻く状況について」2023.3.10. 東京環境経営研究所ウェブサイト <<https://www.tkk-lab.jp/post/reach20230310>>

³⁶⁾ “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions The Clean Industrial Deal: A joint roadmap for competitiveness and decarbonisation,” COM(2025)85 final, 26.2.2025. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52025DC0085&qid=1764292073549>> 以下、本段落の記述の出典は同じである。クリーン産業ディールは、産業の競争力と回復力を支えるための事業計画であり、脱炭素化を加速させるとともに、欧州における製造業の未来を確かなものにするものと位置付けられている。“A Clean Industrial Deal for competitiveness and decarbonisation in the EU,” 2025.2.26. European Commission website <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_550> なお、本段落に関しては、田村祐子「【EU】2026年欧州委員会作業計画の公表」『外国の立法』No.306-2, 2026.2, pp.6-7も参照した。

³⁷⁾ L. 28 dicembre 2015, n.221, Disposizioni in materia ambientale per promuovere misure di green economy e per il contenimento dell'uso eccessivo di risorse naturali. 以下、国の法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。また、サーキュラーエコノミーに関する法律としてII 1（1）で取り上げた2件の法律を挙げるものとして、“L'economia circolare in Italia.” Ministero dell'Ambiente e della Sicurezza Energetica website <<https://www.mase.gov.it/portale/-/l-economia-circolare-in-italia>> などがある。

エコノミーとサーキュラーエコノミーを目指すイタリア（の姿勢）を示すものとされた³⁸⁾。具体的には、リサイクル材料の使用促進を目的とした企業等へのインセンティブ（第23条）、廃棄物処理サイクルに対する監視強化（第29条）、埋立処分の抑制（第47条）等のサーキュラーエコノミーに向けた刺激策が定められている。

2016年8月19日法律第166号「社会的連帯を目的とした食品及び医薬品の寄附及び配布並びに廃棄物の削減に関する規定」³⁹⁾（全19か条）は、社会的連帯を目的とした余剰食品（衛生面及び安全面の要件を満たしながら、様々な理由により売れ残った食品）及び医薬品の回収及び寄附の促進等を通じて、生産、加工、流通及び供給の各段階で廃棄物を削減することを目的としている（第1条）。余剰食品の寄附は、食品関連事業者から、公的団体及び非営利の市民的・連帯的な目的を追求する民間団体に対して無償で行われることが想定されており、当該団体は、受け取った食品を無償で貧困者等に配分しなければならない（第3条）。

(2) 2020年代の法律等の動向

(i) サーキュラーエコノミー行動計画に基づく指令の国内法化

2020年9月、Iで述べた廃棄物枠組み指令と包装及び包装廃棄物指令の改正の国内法化を目的とする2020年9月3日立法命令⁴⁰⁾第116号「廃棄物に関する指令2008/98/ECを改正する指令2018/851（EU）の実施並びに包装及び包装廃棄物に関する指令1994/62/ECを改正する指令2018/852（EU）の実施」⁴¹⁾（全9か条）が制定された。同命令は、次のような内容を含む。①拡大生産者責任制度について廃棄物枠組み指令の規定に沿う形で大幅に見直し、一般的な最低要件の詳細な規定を置くなどした（第178条の2⁴²⁾、第178条の3）。②各種の廃棄物の定義を明確にし、「都市廃棄物（rifiuti urbani）」であれば家庭廃棄物⁴³⁾のほか、道路清掃等により発生する廃棄物、道路等に放置されている廃棄物、緑地管理等により発生する廃棄物、墓地等から発生する廃棄物等とした（第183条）。③環境及び国土・海洋保全省に対して、新たに設けられた国家廃棄物管理計画の策定を義務付けた（第198条の2）。同計画は、全国規模の廃棄物データ、施設調査、廃棄物の削減等を目的とした計画策定に係る基準、EU目標達成のための州の中間政策、サーキュラーエコノミーにとって機能的な廃棄物管理フローの特定等をその内容と

38) “Dalle multe per le cicche alla mobilità sostenibile, l'Italia diventa più verde,” *Adnkronos*, 2016.1.30. 本段落の記述については、同記事を参考にした。なお、EUとの関係については、同法が、欧州委員会が2014年7月に公表した「サーキュラーエコノミーに向けて—欧州のための廃棄物ゼロ計画—」等に含まれる指針に沿ったものであることが下院本会議で説明されている。 *Resoconto stenografico dell'Assemblea della Camera dei Deputati*, Seduta n.328, XVII Legislatura, 10 novembre 2014, p.2. <<https://documenti.camera.it/leg17/resoconti/assemblea/html/sed0328/stenografico.pdf>> 「サーキュラーエコノミーに向けて—欧州のための廃棄物ゼロ計画—」の概要については、加藤浩「EU循環経済に向けて」『外国の立法』No.261-1, 2014.10, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/8766460>> を参照。

39) L. 19 agosto 2016, n.166, Disposizioni concernenti la donazione e la distribuzione di prodotti alimentari e farmaceutici a fini di solidarietà sociale e per la limitazione degli sprechi.

40) 立法命令とは、憲法第76条に基づき、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。

41) D.Lgs. 3 settembre 2020, n.116, Attuazione della direttiva (UE) 2018/851 che modifica la direttiva 2008/98/CE relativa ai rifiuti e attuazione della direttiva (UE) 2018/852 che modifica la direttiva 1994/62/CE sugli imballaggi e i rifiuti di imballaggio.

42) 以下、2020年立法命令第116号に関する記述では、改正対象となった2006年4月3日立法命令第152号「環境に関する規範」（D.Lgs. 3 aprile 2006, n.152, Norme in materia ambientale. 以下、通称にちなみ、「環境法典」という。）の条名を挙げる。

43) その内訳については、前掲注(11)を参照。

し、6年ごとに更新される。④州廃棄物管理計画（piano regionale di gestione dei rifiuti）について、上記国家計画との整合性確保、食品廃棄物の削減や廃棄物の散乱への対処のための措置等を加えた（第199条）⁽⁴⁴⁾。⑤廃棄物とされた製品等の再利用のための準備作業を行うための条件を簡略化された形で定めることとした（第214条の3）。

同命令と同時に、①2020年9月3日立法命令第118号「電池及び蓄電池並びに電池及び蓄電池の廃棄物に関する指令2006/66/EC並びに電気電子機器廃棄物に関する指令2012/19/EUを改正する指令（EU）2018/849の第2条及び第3条の実施」⁽⁴⁵⁾（全3か条）、②2020年9月3日立法命令第119号「使用済み自動車に関する指令2000/53/ECを改正する指令（EU）2018/849の第1条の実施」⁽⁴⁶⁾（全3か条）、③2020年9月3日立法命令第121号「廃棄物埋立処分場に関する指令1999/31/ECを改正する指令（EU）2018/850の実施」⁽⁴⁷⁾（全3か条）も制定された⁽⁴⁸⁾。

（ii）近年の法律等

（a）戦略的重要原材料に関する改正

2024年8月8日法律第115号により法律に転換された2024年6月25日緊急法律命令⁽⁴⁹⁾第84号「戦略的な価値を有する重要原材料に関する緊急規定」⁽⁵⁰⁾（全19か条）は、重要原材料分野に関する包括的な規制が整備されるまでの間、戦略的重要原材料⁽⁵¹⁾の安全かつ持続可能な供給のための管理体制の実施を目的とした緊急措置を定めるものである。戦略的重要原材料のリサイクルに係る戦略的な計画の認可手続に関して、環境及びエネルギー安全保障省の管轄総局に単一の窓口を設置する（第4条）ほか、戦略的重要原材料のサプライチェーンの監視等を任務とする「戦略的重要原材料に関する専門委員会」の設置（第6条）、重要原材料の調査に関する規制の緩和（第7条）、国内の天然鉱床の探査を行う国家計画の策定（第10条）などが定められている。

（b）電気電子機器廃棄物に関する改正

2024年11月14日法律第166号により法律に転換された2024年9月16日緊急法律命令第131号「欧州連合の決定並びにイタリアに対する係争中の違反手続及び事前違反手続から生じ

(44) 同条は、州が、県及びコムーネのほか、都市廃棄物に関しては管轄当局の意見を聴取して、環境法典の定める原則及び目的を尊重して、廃棄物管理計画を策定し、採択すると規定している。州、県及びコムーネの関係については、後掲注(76)を参照。

(45) D.Lgs. 3 settembre 2020, n.118, Attuazione degli articoli 2 e 3 della direttiva (UE) 2018/849, che modificano le direttive 2006/66/CE relative a pile e accumulatori e ai rifiuti di pile e accumulatori e 2012/19/UE sui rifiuti di apparecchiature elettriche ed elettroniche.

(46) D.Lgs. 3 settembre 2020, n.119, Attuazione dell'articolo 1 della direttiva (UE) 2018/849, che modifica la direttiva 2000/53/CE relativa ai veicoli fuori uso.

(47) D.Lgs. 3 settembre 2020, n.121, Attuazione della direttiva (UE) 2018/850, che modifica la direttiva 1999/31/CE relativa alle discariche di rifiuti.

(48) ①は太陽光発電システムから出る電気電子機器廃棄物の管理に関する生産者責任の規定等、②は使用済み自動車の回収に際しての計量義務の導入等、③は埋立処分が認められる要件の厳格化等を定めている。

(49) 緊急法律命令とは、緊急の必要がある非常の場合に政府が自らの責任において制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、国会により法律に転換されなければ失効する（憲法第77条）。

(50) D.L. 25 giugno 2024, n.84, Disposizioni urgenti sulle materie prime critiche di interesse strategico. (convertito con modificazioni dalla L. 8 agosto 2024, n.115).

(51) 2024年命令第1条によれば、EUの重要原材料規則（I 2（3）参照）に定める戦略的原材料（ボーキサイト等）及び重要原材料（アンチモン等）を指す。

る義務の実施に関する緊急規定⁵²⁾（全27か条）は、電気電子機器廃棄物の管理に関する国内規制をEUによる規制に適合させるため、2014年3月14日立法命令第49号「電気電子機器廃棄物に関する指令2012/19/EUの実施⁵³⁾を次のように改めている（第14条の2）。①電気電子機器の生産者等により設立され、電気電子機器廃棄物の収集及び管理を行う組合は、電気電子機器廃棄物の分別収集の重要性、そのリサイクルによる環境的・経済的メリットについて、市民向けの広報、情報提供及び意識啓発プログラムを、前年度の総収入の3%以上を用いて、企画、実施及び費用負担するものとする（同条第1項a号）。②販売業者は、電気電子機器を販売する際に、同等の使用済み機器を無料で回収しなければならない（同条第1項b号）。さらに、電気電子機器の販売面積が400m²以上の販売業者は、家庭から出のごく小型の電気電子機器廃棄物（最長辺が25cm未満）を、電気電子機器の購入義務なしに無料で回収しなければならない。

(c) 関係行政機関及び社会資本整備の副産物に関する改正

2024年12月13日法律第191号により法律に転換された2024年10月17日緊急法律命令第153号「国の環境保護、環境評価及び認可に係る手続の合理化、サーキュラーエコノミーの推進並びに汚染地域の浄化及び地質の安定化に関する措置の実施に関する緊急規定⁵⁴⁾（全14か条）は、第4条「サーキュラーエコノミーに関する追加の緊急規定」において、廃棄物性の終了⁵⁵⁾に関する基準を定める大臣令についての調査を行うために設置された作業部会を、サーキュラーエコノミーに関する権限を有する環境及びエネルギー安全保障省の総局に移す⁵⁶⁾などしている。また、第5条「社会資本整備の実施における持続可能性及びサーキュラーエコノミー政策の推進のための緊急措置」では、ジェノヴァ港防波堤整備等により生じる土砂を始めとした資材の回収及び再利用を促進し、持続可能性及びサーキュラーエコノミーに基づいた政策を推進するために、当該資材の最適な利用を保障する統合的かつ循環的な資材管理計画を採択することを規定している⁵⁷⁾。

(d) 新サーキュラーエコノミー行動計画に関係する指令の国内法化

2025年6月13日法律第91号「欧州指令の受容及びその他の欧州連合の決定の実施に関す

52) D.L. 16 settembre 2024, n.131, Disposizioni urgenti per l'attuazione di obblighi derivanti da atti dell'Unione europea e da procedure di infrazione e pre-infrazione pendenti nei confronti dello Stato italiano. (convertito con modificazioni dalla L. 14 novembre 2024, n.166).

53) D.Lgs. 14 marzo 2014, n.49, Attuazione della direttiva 2012/19/UE sui rifiuti di apparecchiature elettriche ed elettroniche (RAEE).

54) D.L. 17 ottobre 2024, n.153, Disposizioni urgenti per la tutela ambientale del Paese, la razionalizzazione dei procedimenti di valutazione e autorizzazione ambientale, la promozione dell'economia circolare, l'attuazione di interventi in materia di bonifiche di siti contaminati e dissesto idrogeologico. (convertito con modificazioni dalla L. 13 dicembre 2024, n.191).

55) 廃棄物は、リサイクルを含む回収作業が行われ、所定の基準（特定の目的のために使用されることが意図されていること等）を満たすと、廃棄物ではなくなる。後掲注⁶⁷⁾参照。

56) この規定は、当該調査が、命令起草の初期段階から、即時かつ有効な専門的支援を受けられるようにすることを目的としている。Servizio Studi, Dossier: Disposizioni urgenti per la tutela ambientale del Paese, la razionalizzazione dei procedimenti di valutazione e autorizzazione ambientale, la promozione dell'economia circolare, l'attuazione di interventi in materia di bonifiche di siti contaminati e dissesto idrogeologico, D.L. n.153/2024 - A.S. n.1272, XIX legislatura, 28 ottobre 2024, p.45. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/1430245.pdf>>

57) *ibid.*, p.47.

る政府への委任—2024年欧州委任法⁵⁸⁾⁵⁹⁾(全29か条)は、Iで述べた新サーキュラーエコノミー行動計画に係る指令のうち、消費者権利強化指令及び電気電子機器廃棄物指令の改正を国内法化するための法改正(立法命令の制定)を政府に委任している(第1条、第8条)⁶⁰⁾。ただし、2025年12月時点で、当該改正はまだ行われていない。

また、修理する権利指令に関しては、政府が2025年8月に提出した法律案(「欧州指令の受容及びその他の欧州連合の決定の実施に関する政府への委任—2025年欧州委任法」⁶¹⁾(全13か条))において、法改正に際しての原則及び指針が定められている(第4条)。その内容は、次のとおりである。①零細・中小企業が適切に参加できるなどの条件を満たした「修理のための欧州オンライン・プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」)の国内部門への参加方法を定義すること。②プラットフォームの国内連絡窓口を指定し、EU法及び国内法に適合していない情報について、検出し、特定し、削除するために、国内部門に含まれるデータの監視を行えるようにすること等。③欧州修理情報提供フォームを通じて合意された修理サービスを修理業者が実施しなかった場合に備えて、消費者救済の枠組みを定めること。④制裁を科す権限を有する機関を指定し、制裁の枠組み及び監視・執行の制度を定義すること。その際、違反の重大性に応じて、効果的かつ(違反と制裁が)比例的で、抑止力のある制裁を定めること。また、制裁の適用により得られた収入は国家予算に組み入れられ、最大その50%相当額がプラットフォーム等に関する義務の実施のために配分されること。⑤修理する権利指令の正確かつ完全な受容に必要な消費法典⁶²⁾等の改正を行うこと。当該法律案は2025年12月3日に下院で承認され、同月10日に上院に付託された。

(3) 2020年代の規則等の動向

(i) 再利用・リサイクルの促進

規則レベルでは、2023年7月10日環境及びエネルギー安全保障担当大臣令第119号「2006年4月3日立法命令第152号第214条の3に基づき、簡略化された形で再利用の準備を行うための条件を定める規則」⁶³⁾(全10か条、2023年9月16日施行)が、①簡略化された手続における廃棄物の再利用の準備を行うために必要な事業者の作業方法及び最低限の資格要件、②当

58) 欧州委任法は、EUの法令及び政策の制定及び実施へのイタリアの参加について規定する2012年12月24日法律第234号によって導入された、EU法体系への国内法の適合を図る手段の1つである。具体的には、EU指令及び枠組み決定を国内法に受容することを目的とした政府への立法権限の委任に関する規定等をその内容とし、1年又は2年ごとに制定されている。“Legge di delegazione europea.” Dipartimento per gli Affari Europei (Presidenza del Consiglio dei Ministri) website <<https://www.affarieuropei.gov.it/it/normativa/legge-di-delegazione-europea/>>

59) L. 13 giugno 2025, n.91, Delega al Governo per il recepimento delle direttive europee e l'attuazione di altri atti dell'Unione europea - Legge di delegazione europea 2024.

60) 電気電子機器廃棄物指令改正の国内法化に係る委任に関しては、生産者に情報提供義務を課すに当たり、当該義務の簡素化及びデジタル化の原則を尊重し、過度の負担を与えないようにすることなどの原則及び指針が定められている。他方、消費者権利強化指令に関しては、委任に際して、個別の原則等は必要ないとされた。“Legge di delegazione europea 2024.” Dipartimento per gli Affari Europei (Presidenza del Consiglio dei Ministri) website <<https://www.affarieuropei.gov.it/it/normativa/legge-di-delegazione-europea/legge-di-delegazione-europea-2024/>>

61) A.C. n.2574, Delega al Governo per il recepimento delle direttive europee e l'attuazione di altri atti dell'Unione europea - Legge di delegazione europea 2025, XIX Legislatura. <<https://documenti.camera.it/leg19/pdl/pdf/leg.19.pdl.camera.2574.19PDL0158630.pdf>>

62) D.Lgs. 6 settembre 2005, n.206, Codice del consumo, a norma dell'articolo 7 della legge 29 luglio 2003, n. 229.

63) Ministero dell'Ambiente e della Sicurezza energetica, D. 10 luglio 2023, n.119, Regolamento recante determinazione delle condizioni per l'esercizio delle preparazioni per il riutilizzo in forma semplificata, ai sensi dell'articolo 214-ter del decreto legislativo 3 aprile 2006, n.152.

該準備を行うのに必要な技術的及び構造的な設備、③廃棄物の搬入可能な最大量、出所、種類及び特性並びに廃棄された製品又は製品を構成する部品が再利用のための準備作業の対象となる具体的な条件、④再利用のための準備作業を行うに当たっての具体的な条件を定めている(第1条)。この規則により、再利用準備センター (centro di preparazione per il riutilizzo)⁶⁴を簡略化された手続で開設できるようになり、より多くの廃棄物(例えば、電気電子機器廃棄物)を捕捉し、修理作業によって元の製品と同様の機能及び安全性を保障し、市場価値を回復させることが可能になるとされる⁶⁵。また、2024年6月28日環境及びエネルギー安全保障担当大臣令第127号「2006年4月3日立法命令第152号第184条の3第2項に基づく、建設及び解体による廃棄物、その他の鉱物由来の廃棄物の廃棄物としての評価の中止に関する規則」⁶⁶(全9か条、2024年9月26日施行)は、廃棄物としての認定を取り止める基準⁶⁷を一部見直し、リサイクル材料の使用範囲を拡大している。

(ii) サーキュラーエコノミーに関する国家戦略

2022年6月、エコロジー移行省は、復興及び回復のための国家計画(PNRR)⁶⁸の規定に従い、サーキュラーエコノミーに関する国家戦略⁶⁹を承認した。これは、サーキュラーエコノミーへの効果的な移行を確保するための制度を定める上で、2035年までに追求すべき行動、目標、措置を明らかにした政策文書である⁷⁰。そこでは廃棄物管理戦略に重点が置かれており、戦略の目標には、廃棄物のデジタル技術による追跡、リサイクル活動と二次原材料の利用を支援する税制優遇措置、焼却や埋立処分よりもリサイクルを奨励するための廃棄物に関する税制の見直し、再利用と修理の権利、拡大生産者責任制度と生産者責任団体の改革、当該改革のためのエコロジー移行担当大臣が議長を務める監督機関の設置が含まれている。

2 州レベルの規制等

イタリア共和国憲法第117条は、国及び州の立法権について規律しており、事項ごとに国と州いずれの権限に属するかを定める基準となっている。同条においては、国の専属的立法事項

(64) 再利用準備センターについては、同規則の規定に従い、廃棄物の再利用のための準備作業を行う施設と定義されている(第1条)。

(65) Edo Ronchi (a cura di), *Il Riciclo in Italia 2023*, Roma: Fondazione per lo sviluppo sostenibile, 2023, p.59. <<https://www.ricicloinitalia.it/wp-content/uploads/2023/12/Riciclo-in-Italia-2023.pdf>>

(66) Ministero dell'Ambiente e della Sicurezza energetica, D. 28 giugno 2024, n.127, Regolamento recante disciplina della cessazione della qualifica di rifiuto dei rifiuti inerti da costruzione e demolizione, altri rifiuti inerti di origine minerale, ai sensi dell'articolo 184-ter, comma 2, del decreto legislativo 3 aprile 2006, n.152/2006.

(67) 環境法典第184条の3は、①当該物質又は物体が特定の目的のために使用されることが意図されていること、②当該物質又は物体に対する市場又は需要があること、③当該物質又は物体が特定の目的に対する技術的要件を満たし、製品に適用される既存の法律及び基準に準拠していること、④当該物質又は物体の使用が環境又は人間の健康に全体的に悪影響を及ぼさないことという基準を満たせば、廃棄物ではなくなると規定している。

(68) 復興及び回復のための国家計画は、EU加盟国経済の復活、グリーン化及びデジタル化を介した新型コロナウイルス感染症流行後の復興のための基金「次世代のEU」を利用するために、各加盟国が作成を義務付けられている計画である。“PNRR (Piano nazionale di Ripresa e Resilienza): cos'è e quali investimenti prevede. Obiettivi, risorse, missioni e riforme,” 15 Febbraio 2022. Forum PA website <<https://www.forumpa.it/pa-digitale/pnrr-piano-nazionale-di-ripresa-e-resilienza-cose-e-cosa-prevede-missioni-risorse-progetti-e-riforme/>>

(69) “Strategia Nazionale per l'Economia Circolare,” 2022.6. Ministero dell'Ambiente e della Sicurezza energetica website <https://www.mase.gov.it/portale/documents/d/guest/sec_21-06-22-pdf>

(70) Edo Ronchi (a cura di), *Il Riciclo in Italia 2022*, Roma: Fondazione per lo sviluppo sostenibile, 2022, pp.32-33. <<https://www.ricicloinitalia.it/wp-content/uploads/2022/12/Il-Riciclo-in-Italia-2022.pdf>>

(第2項)、国の法律の定める基本原則の範囲内で州が立法権を有する競合的立法事項(第3項)がそれぞれ列挙され、それ以外の残余の事項については、州に立法権が属すると規定されている(第4項)。また、第117条第1項は、国法と州法が等しく、憲法並びにEU法及び国際的義務から生ずる拘束を遵守することを課している。こうした立法権限配分の下、サーキュラーエコノミーについて先駆的な立法を行ったエミリア・ロマーニャ州の事例と、関連する州法に対して憲法裁判所が当該権限配分に違反すると判断したアブルッツォ州の事例について取り上げる⁽⁷¹⁾。

(1) エミリア・ロマーニャ州

エミリア・ロマーニャ州の2015年10月5日州法第16号「サーキュラーエコノミー、都市廃棄物発生量の削減、使用済み製品の再利用及び分別収集の支援並びに1996年8月19日州法第31号(固形廃棄物の埋立処分に関する特別税の規律)の改正に関する規定」⁽⁷²⁾(全13か条)は、サーキュラーエコノミーに関するイタリア初の包括的立法とされる⁽⁷³⁾。サーキュラーエコノミーを支援し、州の廃棄物発生量を削減するための法律であり、①リサイクルに回されない廃棄物の発生量を最小化するためのインセンティブの基準、②廃棄物に対する従量制料金の実施基準、③固形廃棄物の埋立て及びエネルギー回収を行わない焼却施設での処分に対する特別税の適用について定める(第2条)。

(i) 州法の内容

(a) 目標及び目的

2015年州法は、EUの決定1386/2013/EU「2020年までの環境に関するEUの総合行動計画」(第7次環境行動計画)⁽⁷⁴⁾の実施を目指し、廃棄物枠組み指令による廃棄物管理における優先順位(I1(3)参照)の遵守を保障する(第1条)。環境法典第179条第6項(廃棄物管理の優先順位)の規定に従い、廃棄物の再利用やリサイクル等により、リサイクルに回されない都市廃棄物の

(71) このほかにも、サーキュラーエコノミーに関する州法として、カンパーニア州の2016年5月26日州法第14号「廃棄物及びサーキュラーエコノミーに関する欧州及び国の規律の実施規範」(L.R. 26 maggio 2016, n.14, Norme di attuazione della disciplina europea e nazionale in materia di rifiuti e dell'economia circolare. <https://www.regione.campania.it/normativa/item.php?pgCode=G19I231R1656&id_doc_type=1&id_tema=17> 全56か条)、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州の2017年10月20日州法第34号「廃棄物管理の組織的規律及びサーキュラーエコノミーの原則」(L.R. 20 ottobre 2017, n.34, Disciplina organica della gestione dei rifiuti e principi di economia circolare. <<https://lexview-int.regione.fvg.it/FontiNormative/xml/xmlLex.aspx?anno=2017&legge=34&fx=lex>> 全40か条)、トスカーナ州の2018年8月7日州法第48号「サーキュラーエコノミーに関する規範。2015年州法第1号の改正」(L.R. 7 agosto 2018, n.48, Norme in materia di economia circolare. Modifiche alla l.r. 1/2015. <<https://raccoltanormativa.consiglio.regione.toscana.it/articolo?urndoc=urn:nir:regione.toscana:legge:2018-08-07;48>> 全5か条)などがある。

(72) L.R. 5 ottobre 2015, n.16, Disposizioni a sostegno dell'economia circolare, della riduzione della produzione dei rifiuti urbani, del riutilizzo dei beni a fine vita, della raccolta differenziata e modifiche alla legge regionale 19 agosto 1996 n.31 (Disciplina del tributo speciale per il deposito in discarica dei rifiuti solidi). <<https://demetra.regione.emilia-romagna.it/al/articolo?urn=er:assemblealegislativa:legge:2015;16>>

(73) 例えば、「Economia circolare e L.R. 16/2015。」Regione Emilia-Romagna website <<https://ambiente.regione.emilia-romagna.it/it/rifiuti/rifiuti/economia-circolare>>などを参照。

(74) Decision No 1386/2013/EU of the European Parliament and of the Council of 20 November 2013 on a General Union Environment Action Programme to 2020 'Living well, within the limits of our planet' Text with EEA relevance, OJ L 354, 28.12.2013, pp.171-200. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2013/1386/oj>> 同計画は、資源の利用効率化と人間の福利向上、自然体系の維持を目指す「グリーンエコノミー(環境調和型経済)」とともに、経済活動の中で廃棄物を資源として活用する「サーキュラーエコノミー」を打ち出した。「EUが取り組む「緑の未来」への投資」2016.9.30. EU MAG ウェブサイト <<https://eumag.jp/feature/b0916/>>

量を住民1人当たり年間150kg未満にするとの目標を掲げる。また、州は、第7次環境行動計画に基づくサーキュラーエコノミーの原則を採用し、廃棄物を回収後に生産サイクルに戻すことにより、新たな資源の消費を抑制する。そのために、地方団体、市民社会の代表者、経済団体、環境保護団体が参加する「サーキュラーエコノミーに関する常設フォーラム」を設立する⁽⁷⁵⁾。同フォーラムの活動は州の環境ポータルサイトで公開される。

(b) 再利用等の推進

サーキュラーエコノミーの原則の実現に向けて、分別収集された廃棄物は、エネルギー回収よりも物質回収を優先し、経済及び環境の観点から最大限の価値を引き出す施設に輸送しなければならない(第3条)。州は、清掃、分解、修理等の機能回復が必要な場合も含め再利用が可能な物品を持ち込む施設として、コムーネ⁽⁷⁶⁾の(廃棄物)再利用センター(centri comunali per il riuso)を推進し、そのためのガイドラインを公表する⁽⁷⁷⁾。また、州は、有機廃棄物の発生と、その管理による環境への影響を低減するため、家庭及び地域での堆肥化等を推進する。

(c) インセンティブ制度による廃棄物削減の促進

エミリア・ロマーニャ州水道及び廃棄物サービス機関(Agenzia territoriale dell'Emilia-Romagna per i servizi idrici e rifiuti: Atersir)⁽⁷⁸⁾に、リサイクルに回されない廃棄物の予防及び削減を奨励するための基金を設ける(第4条)。その財源は、都市廃棄物統合管理サービスの共通費用の一部(年間500万ユーロ⁽⁷⁹⁾以上)のほか、固形廃棄物の埋立処分に関する特別税による収入を充てる。そのため、1996年州法第31号⁽⁸⁰⁾を一部改正し、当該特別税収入を、廃棄物の発生を最小限にするための手続及び制度の革新、発生場所での堆肥化、物品の再利用及び材料のリサイクルを目的とした分別収集の強化計画の支援、従量制料金、再利用及びリサイクルを目的とした設備並びに残留廃棄物(リサイクルや回収ができず、分別されずに残る廃棄物)に関する研究に充てられるようにする(第7条)。当該基金は、①コムーネの再利用センターの設立及び管理並びに廃棄物(特にプラスチック、有機物、繊維に関するもの)の発生の予防及び削減計画、②山岳地帯に位置するコムーネの分別収集に係るサービス改善、③廃棄物の管理及び汚染地域の浄化に関する州計画(Piano Regionale di Gestione Rifiuti e Bonifica Siti Contaminati:

(75) 同フォーラムは、2016年州政府決議第1422号により設立され、欧州委員会が提案した「サーキュラーエコノミーパッケージ」に含まれる原則に対応し、資源の持続可能な利用に基づく、より循環的で強靱な経済に向けた欧州の企業及び消費者の移行を支援するものとされる。“Forum Economia circolare.” Regione Emilia-Romagna website <<https://ambiente.regione.emilia-romagna.it/it/rifiuti/rifiuti/economia-circolare/forum-economia-circolare-1>>

(76) イタリアの地方自治体は、基本的に「州・自治県-県・大都市-コムーネ」の3つの階層に分かれており、コムーネは、我が国で言えば市町村に当たる基礎的自治体である。ただし、人口規模等に基づく区分はない。

(77) 再利用センターは、州の登録簿に、コムーネが直接又は委託により運営するものが32施設、民間団体等が運営するものが15施設登録されている(2025年10月時点)。また、2017年9月に、再利用センターの活動に関するガイドラインが策定された。“Centri del riuso.” Regione Emilia-Romagna website <<https://ambiente.regione.emilia-romagna.it/it/rifiuti/rifiuti/economia-circolare/centri-del-riuso>>

(78) Atersirは、2011年12月23日(エミリア・ロマーニャ)州法第23号「環境に関する地方公共サービス関連機能の地方組織に関する規範」により設置された、統合水道サービス及び都市廃棄物管理サービスに関する監督機関である。“L'Agenzia.” Agenzia Territoriale dell'Emilia-Romagna per i Servizi Idrici e Rifiuti website <<https://www.atersir.it/agenzia/benvenuto>>

(79) 1ユーロは、約180円である(令和8年1月分報告省令レート)。

(80) L.R. 19 agosto 1996, n.31, Disciplina del tributo speciale per il deposito in discarica dei rifiuti solidi. <<https://demetra.regione.emilia-romagna.it/al/articolo?urn=urn:nir:regione.emilia.romagna:legge:1996:31>>

PRRB. 以下「州廃棄物管理等計画」⁸¹⁾で定められた分別収集目標を達成したコムーネ等の衛生サービスの費用削減に、1:1:2の割合で用いられる(第4条)⁸²⁾。Atersirは、州議会の環境委員会及び環境保護団体、経営者団体、消費者保護団体、労働組合の代表計5名から成る独立した専門委員会の意見を聴取した上で、基金の配分等に係る基準を定める。

(d) 従量制料金制度

廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進を目的として、2024年末日までに州全域で従量制料金制度を導入する(第5条)。料金算定は、(家族若しくは企業のような)個々の利用者又は(集合住宅のような)利用者グループを単位として、①あらかじめ容積が定められた容器を使用する方法、②あらかじめ容積が定められた容器から回収する回数又は標準的なごみ袋を回収する回数による方法、③利用者に提供された容器の容積、前払式のごみ袋又は複数の利用者が使用する容器に組み込まれた体積測定装置による廃棄物の体積測定による方法、④専用容器により個々の利用者が持ち込んだ廃棄物の計量、認証済みのごみ袋の使用、複数の利用者向けの収集容器の計量装置又は収集センターの計量システムにより重量を測定する方法のいずれか、又はそれらの方法を組み合わせて行う。従量制料金の算定に当たっては、残留廃棄物の量を必ず反映させるほか、分別された廃棄物の量も反映させることができる。家庭での堆肥化、収集センターへの持込みなどの優良な取組に対しては料金の割引を行うことができる。Atersirは、廃棄物発生量の最小化、特にリサイクルに回されない廃棄物発生量の最小化を主な基準として、利用者に向けた従量制料金の適用に関するガイドラインを策定する。都市廃棄物の従量制料金制度に関する規定の違反⁸³⁾に対しては、50~500ユーロの過料を科す。違反の認定等は、都市廃棄物管理サービスを委託された事業者が、その職務の範囲内で行う(第9条の2)。

(e) 報告及び評価

都市廃棄物管理サービスを委託された事業者に対して、実施したサービスに関する技術面及び経済面に関するデータを記載した年次報告書をAtersirに提出するよう義務付ける(第6条)。当該事業者は、Atersir等から特定の情報を求められた場合、30日以内に回答しなければならず、違反した場合には5万~50万ユーロの罰金が科される⁸⁴⁾。州議会は2015年州法の施行を監督し、

81) 廃棄物の管理及び汚染地域の浄化に関する州計画は、環境法典第199条等に基づき制定されるものである。“Piani di gestione rifiuti e bonifiche.” Regione Emilia-Romagna website <<https://ambiente.regione.emilia-romagna.it/it/rifiuti/rifiuti/piano-rifiuti>> 同条については、前掲注(44)を参照。なお、(法文とは異なり、)同計画自体は、「Piano Regionale di gestione dei Rifiuti e per la Bonifica delle aree inquinate: PRRB」という語を用いている。

82) 一例として、ピアチェンツァ(エミリア・ロマーニャ州北西部)中心部の大型駐車場内に、歩行者や自動車利用者が簡単に利用できる給水スタンド(casa dell'acqua)の設置に対する資金援助が挙げられる。“Rifiuti, nel 2024 da Atersir più di 187mila euro ai Comuni virtuosi,” 2024.7.22. Il Piacenza website <<https://www.ilpiacenza.it/economia/rifiuti-nel-2024-da-atersir-piu-di-187mila-euro-ai-comuni-virtuosi.html>> 既設の給水スタンドの給水量(年間約1,200m³)から推定すると、プラスチック廃棄物が年間30.4トン(ボトル約76万本分に相当)削減されるなどの効果があるという。“Una “casetta” dell'acqua in via IV Novembre, il Comune partecipa al bando,” 2023.10.19. Piacenza Sera website <<https://www.piacenzasera.it/2023/10/una-casetta-dellacqua-in-via-iv-novembre-il-comune-partecipa-al-bando/505623>>

83) 料金の不払のほか、利用者に関する情報、料金の割引につながる事項等について虚偽の申告を行うことなどが挙げられる。Regolamento tipo per la disciplina della tariffa rifiuti corrispettiva, DGR 202, 21/02/2022. <[84\) この罰金による収入は、環境保護対策の資金に充てられる。](https://servizzissir.regione.emilia-romagna.it/deliberegiunta/servlet/AdapterHTTP?action_name=ACTIONRICERCADELIBERE&operation=downloadTesto&codProtocollo=GPG/2022/222&ENTE=1></p>
</div>
<div data-bbox=)

目標達成度を評価する。そのために、州理事会は、3年ごとにエミリア・ロマーニャ州予防・環境・エネルギー機関（Agenzia regionale per la prevenzione, l'ambiente e l'energia dell'Emilia-Romagna: Arpae）⁽⁸⁵⁾及び Atersir の協力により、2015年州法に掲げる目標に関連した廃棄物管理の状況、基金の運営状況、廃棄物の処理率等の情報に関する報告書を作成する（第8条）。

(ii) 州廃棄物管理等計画の策定

州廃棄物管理等計画は2015年州法に基づいて策定されるものではないが、同法を運用するための手段となっており、2016年5月に策定された後、2022年7月にその後継となる「廃棄物の管理及び汚染地域の浄化に関する州計画（2022年～2027年）」が策定された（2022年8月施行）⁽⁸⁶⁾。

同計画は、都市廃棄物に関して、分別収集率80%、再利用及びリサイクル率66%⁽⁸⁷⁾、国家計画で定められている総発生量の削減（GDP当たり5%の削減⁽⁸⁸⁾）、分別されていない都市廃棄物の埋立処分禁止、都市廃棄物処理を目的とした新規埋立処分場の認可禁止、リサイクルに回されない都市廃棄物の抑制（住民1人当たり年間120kg以下）及び全コムーネへの従量制料金制度の拡大という目標を掲げている。汚染地域の浄化に関しては、汚染地域の浄化及び正当な用途への復帰を一般的な目標とし、環境汚染の防止、浄化プロセス管理の最適化、最良な技術の導入推進、ブラウンフィールド（都市部にある汚染された地域）再生戦略の推進等を具体的な目標として定めている⁽⁸⁹⁾。

(iii) 州法等の実施状況

2015年州法は、廃棄物の発生を抑制し、分別収集を促進する手段として、従量制料金制度を設けている。2023年の時点で従量制料金制度を導入したコムーネは、エミリア・ロマーニャ州内の330コムーネのうち、171（全体の約52%、人口比では72%に相当）に達した⁽⁹⁰⁾。同制度の効果については、2010年から2022年までの期間について、同州内の全コムーネを対象とした分析がある⁽⁹¹⁾。当該分析によれば、従量制料金制度を導入したコムーネでは分別収集率が

(85) Arpae は、2015年7月30日（エミリア・ロマーニャ）州法第13号「州政府及び地方政府の制度改革並びにボローニャ大都市、県、コムーネ及びその連合に関する規定」により設置された機関である。環境保護分野において、許認可、環境モニタリング、監視・監督、分析等を行うほか、エネルギー分野に関する活動も行う。“Arpae.” Agenzia regionale per la prevenzione, l'ambiente e l'energia dell'Emilia-Romagna website <<https://www.arpae.it/it/arpae/arpae>>

(86) “Piano Rifiuti e Bonifiche 2022-2027.” Regione Emilia-Romagna website <<https://ambiente.regione.emilia-romagna.it/it/rifiuti/rifiuti/piano-rifiuti/nuovo-piano-rifiuti-2022-2027>>

(87) 参考までに、イタリア全体の2023年における都市廃棄物のリサイクル率は、50.8%である。“Recycling rate of municipal waste.” Eurostat website <https://doi.org/10.2908/CEI_WM011>

(88) 具体的には、2019年のGDP100万ユーロ当たり18.83トンという値を元に、2027年にGDP100万ユーロ当たり17.89トンという目標が掲げられている。“Piano Regionale di gestione dei Rifiuti e per la Bonifica delle aree inquinate 2022-2027: Rapporto ambientale,” 2022.5.9, p.188. Regione Emilia-Romagna website <<https://www.servizi.regione.emilia-romagna.it/urn/index.aspx?urn=er:assemblealegislativa:DocProtocolloOggetto:XI;5166>>

(89) *ibid.*; “Il progetto del PRRB (2022-2027).” Regione Emilia-Romagna website <<https://ambiente.regione.emilia-romagna.it/it/rifiuti/rifiuti/piano-rifiuti/nuovo-piano-rifiuti-2022-2027/il-progetto-del-prrb-2022-2027>>

(90) “Diffusione della Tariffa puntuale in Emilia-Romagna.” Regione Emilia-Romagna website <<https://ambiente.regione.emilia-romagna.it/it/rifiuti/rifiuti/economia-circolare/tariffa-puntuale/diffusione-della-tariffa-puntuale-in-emilia-romagna>>

(91) Dante Di Matteo and Eleonora Guadagno, Tax incentives and environmental performance: The pay-as-you-throw policy in Emilia-Romagna, Italy, *Journal of Cleaner Production*, Vol.475, 10 October 2024. <<https://doi.org/10.1016/j.jclepro.2024.143659>>

平均10%上昇するとともに、都市廃棄物の発生量が減少した。この減少量は、年間で住民1人当たり約60kgに相当する。さらに、当該分析は、従量制料金制度により、コムーネが、年間で住民1人当たり最大約130ユーロのエネルギー及び環境関連の支出を削減し得ること、当該制度の運用には地域ごとに異なる状況（環境問題への理解の程度等）への配慮が不可欠であることを指摘している。

また、都市廃棄物の分別収集率自体も、2024年の時点で、国全体の67.7%に対して、エミリア・ロマーニャ州は78.9%と、イタリア各州の中で最も高くなっている⁹²。このほかにも、リサイクルに回されない都市廃棄物の住民1人当たりの年間発生量が2019年の204kgから2024年の146kgに減少している、再利用及びリサイクルのために準備された都市廃棄物の割合が2024年には60%に達し、2025年に55%というEU指令の目標（I 1（3）参照）を超えているといった進展が見られる⁹³。

(2) アブルッツォ州

(i) 州法の主な内容

2020年12月30日州法第45号「サーキュラーエコノミー及び持続可能な廃棄物管理を支援するための規範」⁹⁴（全19か条）は、アブルッツォ州が、EUの第7次環境行動計画を実現し、廃棄物を生産サイクルに組み込み、新たな資源の節約を可能にする持続可能な廃棄物管理を推進すると定めている（第1条）。（ii）で述べるように、廃棄物処理施設と住宅地域や学校、病院等の施設の間の最短距離を設定し、その範囲での当該施設の立地を原則として禁止する規定も置かれている。主な規定には、次のようなものがある。①サーキュラーエコノミーのための州のモデル及び戦略の開発等を目的として、州サーキュラーエコノミーフォーラムを設置する（第3条）。②州理事会は、使い捨てプラスチック製品の使用削減等に向けた計画を策定する（第4条）。③州は、経済的インセンティブにより、食品廃棄物の削減を推進する（第10条）。④廃棄物削減に向けて、リサイクル又は堆肥化が可能な廃棄物の分別収集サービスを組織するコムーネは、堆肥化に応じて、利用者が支払う税額に対する優遇を認める（同条）。⑤州理事会は、再利用センターを推進する（同条）。⑥固形廃棄物の埋立処分に関する特別税の収入に基づく環境基金を設け、汚染防止及び環境修復に充てる。また、当該収入の一部を埋立処分場やエネルギー回収を行わない廃棄物焼却施設の立地するコムーネ等に配分し、環境改善等の用途に使用する（第11条）。⑦州は、個人用吸水性製品（prodotti assorbenti per la persona. 使い捨て紙おむつ等）のリサイクル及び廃棄物削減を推進する（第14条）。⑧廃棄物に関する従量制料金制度の適用基準について規定する（第15条）。

⁹² Istituto Superiore per la Protezione e la Ricerca Ambientale, *Rapporto Rifiuti Urbani Edizione 2025*, Roma: Istituto Superiore per la Protezione e la Ricerca Ambientale, 2025, p.50. <https://www.isprambiente.gov.it/files2025/pubblicazioni/rapporti/rapportorifiutiurbani_ed-2025_n419_versioneintegrale.pdf>

⁹³ “PRRB 2022-2027: Piano regionale di gestione dei rifiuti e per la bonifica delle aree inquinate 2022-2027, relazione di monitoraggio intermedio,” pp.16, 19. Regione Emilia-Romagna website <<https://bur.regione.emilia-romagna.it/area-bollettini/n-13-del-15-01-2026-parte-seconda/monitoraggio-intermedio-2025-del-piano-regionale-di-gestione-dei-rifiuti-e-per-la-bonifica-delle-aree-inquinate-2022-2027-prrb/gpg20252301-allegato-1-pdf>>

⁹⁴ L.R. 30 dicembre 2020, n.45, Norme a sostegno dell'economia circolare e di gestione sostenibile dei rifiuti, *Bollettino Ufficiale della Regione Abruzzo*, Speciale n.222 del 30 dicembre 2020, pp.16-35.

(ii) 憲法裁判所による一部違憲判決

上述の2020年州法に対して、憲法裁判所は、政府の訴えに基づいて一部の規定を憲法違反と判断した⁽⁹⁵⁾。政府が提訴したのは、次の2点である。①2020年州法第1条第4項は、「州は、この法律により、現行の州廃棄物管理計画（PRGR）に基づいて、リサイクルに回されない都市廃棄物の量を最小限に抑え、都市廃棄物専用の焼却施設の建設を計画しないという意思を再確認し、2022年までに州レベルで次の最低目標⁽⁹⁶⁾を達成することを目指すことで、廃棄物をエネルギー源として利用することよりも優先的に、発生量の削減と資源の回収を目的とした取組を支援する」と規定していた。このうち下線を付した箇所は、事実上、州の領域内に焼却施設が立地することを禁じるものであり、当該施設を建設する地域を特定する権限は国に属するため、許容されないと政府は主張した。憲法裁判所は、当該箇所が憲法第117条第2項s号（環境及び生態系の保護を、国の専属的立法事項とする規定）、環境法典第195条第1項f号⁽⁹⁷⁾及び2014年緊急法律命令第133号第35条第1項⁽⁹⁸⁾に違反しており、違憲であると判断した⁽⁹⁹⁾。②2020年州法第1条第9項は、「第4項及び第5項⁽¹⁰⁰⁾に規定する目標を達成するため、次の優先的措置を、適切な実施措置をもって推進する。（中略）健康及び地域の保護を確保するため、住宅地域及び保育園、学校、スポーツ施設、集会施設、保健所、病院、老人ホームのような配慮を要する施設からの最短距離及び最短予防区域を設定すること。当該距離を下回る場合、廃棄物処理施設の立地は、あらかじめ認められない」と規定していた。当該規定に対して、政府は、州法により廃棄物処理施設の建設に適さない地域を特定しており、環境法典第196条第1項n号等の規定⁽¹⁰¹⁾に違反するもので許容されないと主張した。この主張に関して、憲法裁判所はまず、州廃棄物処理施設の立地に適さない地域は、州法ではなく州廃棄物管理計画において特定されるべきであるとした。しかし、2020年州法の規定は、政府の主張とは異なり、廃棄物処理施設が立地できない地域を直接特定しているわけではない。つまり、当該施設が距離を置くべき場所を例示するにとどまり、環境法典の規定に従い、その後の計画において、正確な場所を特定し、施設との距離を定めることを認めている。そのため、第1条第9項に関する訴えは

(95) Sent. Corte cost. 8 giugno 2022, n.191, in *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 27 luglio 2022, n.30, pp.107-113. なお、イタリアでは、国が州の法律等に対して、また、州が国の法律等（又は他の州の法律等）に対して、その権限の瑕疵（かし）により憲法裁判所に不服を申し立てることができる（憲法第127条）。

(96) 分別されていない都市廃棄物の発生量を住民1人当たり年間130kg未満とすること等が挙げられている。

(97) 同号に基づき、国は「州の憲法上の権限を尊重した上で、国家の現代化と発展のために建設すべき主要な国家的利益となる処理施設を特定する」責任を負う。「この特定は、環境及び国土・海洋保全担当大臣の提案に基づき首相令により採択される計画を通じて行われる。政府は、この項に規定する戦略的な社会資本及び設備を特定するに当たり、国内の地域間の社会経済的均衡を再構築することを目的として進める。」Sent. Corte cost. 8 giugno 2022, n.191, *op.cit.* (95), p.111.

(98) 同項に基づき、首相は、国レベルで稼働中又は認可された焼却施設の都市廃棄物及び類似廃棄物に係る総処理能力を特定するとともに、（州の計画を考慮し、分別収集及びリサイクルの目標を尊重し、国内の地域間の社会経済的均衡の漸進的な再構築を目的として定められる）残余の需要を賄うために建設すべき都市廃棄物及び類似廃棄物のエネルギー回収を伴う焼却施設を特定する。

(99) Sent. Corte cost. 8 giugno 2022, n.191, *op.cit.* (95), p.112.

(100) 2022年までの目標として、2014年の数値と比較して1人当たりの都市廃棄物の発生量を15%削減すること、分別収集率を70%にすること、分別収集された廃棄物の少なくとも90%についてリサイクルを実際に開始することが挙げられている。

(101) 当該規定は、州が「廃棄物処理施設の立地に適さない地域を特定するための基準を定める」権限を有し、（州法ではなく、国の定める一般的な基準に従うなどして州が定める）州廃棄物管理計画が「廃棄物処理施設の立地に適さない地域を特定するための基準」を定めると規定している。Sent. Corte cost. 8 giugno 2022, n.191, *op.cit.* (95), p.113.

根拠がない（つまり、同項は合憲である）と判断した⁽¹⁰²⁾。

なお、憲法裁判所は、廃棄物に関する規制は、国の専属的立法事項である「環境及び生態系の保護」に結び付いたものであるが、各州は、環境に関する利益と機能的に関連のある利益の保護のために、固有の立法権限を行使することができる（ただし、国の専属的権限事項に及ぼす影響が、環境保護の拡大及び厳格化の面にとどまる場合に限る。）旨も述べている⁽¹⁰³⁾。

おわりに

本稿では、サーキュラーエコノミーに関して、EU全域に共通する規制の枠組みと、加盟国の事例としてイタリアにおける国及び州のレベルの規制をその実施状況の一端と合わせて概観した。

EUでは、2015年にサーキュラーエコノミー行動計画が公表され、2018年には廃棄物枠組み指令等の改正が行われた。続いて、2020年に新サーキュラーエコノミー行動計画が公表され、2024年から2025年にかけて、重要原材料規則等が制定された。2026年第3四半期には、サーキュラーエコノミー法の制定も予定されている。

こうしたEUの動向を踏まえ、EU加盟国では、サーキュラーエコノミーの実現に向け、EU指令の国内法化を始めとして関係法令の改正が進められてきた。本稿で取り上げたイタリアにおいても、まず国レベルにおいて、国会の（直接的な）立法と、当該立法の授権等に基づいた政府の立法（立法命令、緊急法律命令等）により、廃棄物管理を中心とした取組が進められている。そして、地方レベルにおいて、EU及び国の立法等を踏まえ、州がサーキュラーエコノミーを支援するための法律を制定し、一定の成果を挙げている事例が見られる。その際に中核となっている施策としては、経済的なインセンティブや従量制料金制度の導入による廃棄物の削減、再利用センターの開設を始めとした再利用及びリサイクルの推進などが挙げられる。ただし、サーキュラーエコノミーに関する国と州の立法権は相互に関連しているため、権限配分をめぐる調整が時に必要となり、憲法裁判所によって州法の一部が違憲とされたこともある。

以上、本稿で紹介した先進的な規制の事例は、我が国において今後の施策を検討する際にも参考となる部分があると考えられる。ただし、エミリア・ロマーニャ州の従量制料金制度を対象とした分析で指摘されたような、制度の運用には現状への配慮が不可欠という指摘は一考を要しよう。また、サーキュラーエコノミーのような国と地方の規制がともに必要な分野に関して、イタリアにおける国と州の権限配分をめぐる事例は（同国にとどまらない）検討すべき内容を含んでいるように思われる。これらの点も含め、サーキュラーエコノミーに関する規制が今後どのように進められていくか、引き続きその動向が注目される。

（あしだ じゅん）

(102) *ibid.*

(103) *ibid.*, p.111. さらに、国の規制は、環境保護の国レベルでの最低水準を定めたものとされる。